

令和9年4月採用 糸田町職員採用試験案内 (薬剤師・社会福祉士・言語聴覚士・管理栄養士)

受 付 期 間	9/28(月)～10/29(木)午後5時まで
第1次試験日・会場	11/29(日) 8:10～8:25 受付 糸田町住民センター(糸田町役場内)
第2次試験日・会場	12/20(日) 糸田町住民センター

申込先二次元コード⇒



1 試験区分・採用予定人数・職務の概要等

試験区分	採用予定人数	職 務 の 概 要
薬 剤 師	1 名	薬剤師業務に従事(町立病院)
社会福祉士	1 名	社会福祉士業務に従事(町立病院)
言語聴覚士	1 名	言語聴覚士業務に従事(町立病院)
管理栄養士	1 名	管理栄養士業務に従事(町立病院)

(注) 採用予定人数は変更になる場合があります。糸田町立病院は、令和10年度中に新病院に建て替えを行う予定で、病院スタッフを募集します。

2 受験資格

試験区分	年 齢	資 格 ・ 免 許
薬 剤 師	昭和46年4月2日以降に生まれた人	薬剤師免許を取得済の人(令和9年3月末までに取得見込みの人も可)
社会福祉士	昭和51年4月2日以降に生まれた人	社会福祉士を取得済の人(令和9年3月末までに取得見込みの人も可)
言語聴覚士	昭和51年4月2日以降に生まれた人	言語聴覚士免許を取得済の人(令和9年3月末までに取得見込みの人も可)
管理栄養士	昭和61年4月2日以降に生まれた人	管理栄養士免許を取得済の人(令和9年3月末までに取得見込みの人も可)

- ① 日本国籍を有しない永住者又は特別永住者の方も受験できます。
- ② 試験を受けられない者 地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に該当する者
 - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 糸田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日、試験会場、合格者発表

(1) 第1次試験（性格特性検査、作文試験、個別面接）【11月29日（日）】

試験時間等	試験会場・試験内容・合格者発表
8:10～ 8:25 受付開始	【試験会場】糸田町住民センター（糸田町役場内） 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231
8:30～ 9:00 性格特性検査	【性格特性検査】 公務員に求められる性格特性を把握する検査
9:10～10:10 作文試験	【作文試験】 専門的知識、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
10:20～ 個別面接	【個別面接】 公務員としての必要な資質、適性及び人物について個別面接による試験 【第1次合格者発表】 日時：12月4日（金） 午後1時（予定） 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上 （合格者の受験番号を掲示）

・申込終了後、10/30以降に採用サイト「パブリックコネクト」から、登録メールアドレスへ連絡しますので、PR情報の追加入力をお願いします。info@public-connect.jp から送付されるメールを受信できるように、各自で設定をしてください。

・受験票は、試験当日の本人確認のため、各自で印刷またはダウンロードしてください。

(2) 第2次試験（個別面接）【12月20日（日）】

試験時間等	試験会場・合格者発表
8:10～ 入室開始	【試験会場】糸田町住民センター（糸田町役場内）
8:20～ 8:30 説明	【最終合格者発表】 日時：令和9年1月8日（金） 午後1時（予定） 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上 （合格者の受験番号を掲示）
8:30～ 個別面接	

・第1次試験合格者・最終合格者には、合格通知を本人のメールアドレスに送信しますので、info@public-connect.jp から送付されるメールを受信できるように、各自で設定をしてください。必ず役場玄関前又はホームページ上の掲示場所で合格発表を確認してください。なお、電話での照会にはお答えしません。

・合格者は、発表の日から3日たっても合格通知書のメールが届かない場合、直接糸田町役場総務課（TEL0947-26-1231）へお問い合わせください。

4 受験手続

- (1) 申込方法 インターネットによる受付のみになります。下記の二次元コード又は URL から申し込んでください。※会員登録が必要です。

URL <https://public-connect.jp/employer/90074/job/list>
info@public-connect.jp から送付されるメールを受信できるように、各自で設定をしてください。



- (2) 受付期間 令和8年9月28日(月)～10月29日(木) 午後5時まで

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、糸田町職員採用登録者名簿に登録され、原則として、令和9年4月1日に採用されます。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合又は、申込記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給 与

・初任給の例(令和9年4月1日採用 国基準の給料(地域手当4%を含む。)を想定)
【薬剤師】

職務経験などの年数	大学卒の方の 初任給	大学6卒の方の 初任給
経験なし	259,584 円	276,432 円
5年以上	約 282,984 円	約 294,424 円
10年以上	約 299,312 円	約 309,920 円
15年以上	約 313,976 円	約 322,296 円

【社会福祉士】

職務経験などの年数	大学卒の方の 初任給
経験なし	251,160 円
5年以上	約 271,544 円
10年以上	約 279,968 円
15年以上	約 286,208 円

【言語聴覚士・管理栄養士】

職務経験などの年数	短大3卒(言語 聴覚士のみ)の 方の初任給	大学卒の方の 初任給
経験なし	252,304 円	259,584 円
5年以上	約 269,672 円	約 282,984 円
10年以上	約 279,136 円	約 299,312 円
15年以上	約 284,960 円	約 313,976 円

- (1) 給料金額は令和9年4月1日現在の国家公務員基準の給料(地域手当4%を

む。)を想定しています。

(2) 初任給(給料)は、最終学歴・経歴(職務内容・期間)に応じて、決定します。

(3) このほか、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当等が支給されます。

7 日本国籍を有しない受験者のみなさまへ(永住者又は特別永住者の方)

採用試験を受験することはできますが、採用後は公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、糸田町職員採用試験を受験するにあたっては、下記の事項にご注意ください。

※「公務員に関する基本原則」

日本国籍を有しない方は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職に就くことはできない。

(1) 日本国籍を有しない方が就く職について

公務員の任用は、上記「公務員に関する基本原則」に基づいて行われますので、基本原則に該当しない職に就くことになります。

○ 公権力の行使・・・住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定すること。

○ 公の意思の形成への参画・・・行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有すること。

(2) 従事する職及び管理職の昇任について

糸田町では、上記の「公務員に関する基本原則」である「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職について、次のとおり定めていますので、採用後はそれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

ア 徴税吏員

イ 許認可に携わる管理職

ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

ア 庁議(重要施策決定機関)を所管する管理職及び常時これに参画する管理職

イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職

ウ 町財政を所管する管理職

エ 各機関の人事を所管する管理職

この試験に関する問い合わせ先 糸田町役場 総務課 TEL 0947-26-1231